

栗東市観光物産協会 会則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、栗東市観光物産協会と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を滋賀県 栗東市 手原 3-1-30 (手原駅2階)に置く。

(目 的)

第3条 本会は、栗東市及びその周辺地域における観光振興と地域特産物等の販路の拡充を図るために必要な事業を企画・遂行し、観光振興と関連地域産業の発展を図り、もって地域経済の活性化及び地域文化の振興に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1)観光及び物産に関する宣伝、紹介並びに観光客の誘致及び受入態勢の整備
- (2)観光物産振興事業の企画、調査研究及び情報の収集・提供
- (3)観光資源の開発、観光施設の保全・整備
- (4)特産品の市場開拓、販路拡大、展示販売
- (5)その他本会の目的達成に必要な事業

第2章 会 員

(会員の種別)

第5条 本会の会員は、次に掲げるものとする。

(1)正 会 員

1. 団体正会員 本会の目的に賛同して入会した事業所及び団体
2. 個人正会員 本会の目的に賛同して入会した個人

(2)賛 助 会 員 本会の事業を賛助するため入会した事業所及び団体又は個人

(入 会)

第6条 正会員又は賛助会員になろうとする者は、所定の入会申込書により申し込まなければならない。

2. 入会は、理事会においてその可否を決定し、本人に通知するものとする。

(会 費)

第7条 会員は、次の区分により会費を納付しなければならない。

(1)正 会 員 1口 5,000円

 団体正会員 2口以上

 個人正会員 1口以上

(2)賛助会員 1口 3,000円(上限無し)

(退 会)

第8条 会員は、退会しようとするときは、会長に所定の退会届を提出しなければならない。

(除 名)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において正会員の3分の2以上の議決により、これを除名することができる。

(1)本会の会則、規則又は総会の議決に違反したとき。

(2)本会の名誉を毀損し、又は本会の設立に違反する行為をしたとき。

(3)会費を2年以上滞納したとき。

2. 前項の規定により会員を除名しようとするときは、除名の議決を行う総会において、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

(資格の喪失)

第10条 会員は次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

(1)退会したとき。

(2)死亡又は会員である事業所及び団体が消滅したとき。

(3)前条第一項の規定により除名されたとき。

(拠出金品の不返還)

第11条 前条の規定によりその資格を喪失した場合、既に納入した会費その他の拠出金品は返還しない。

第3章 役員

(役員)

第12条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 3人以内
- (3) 専務理事 1人
- (4) 理事 25人以内
- (5) 監事 3人以内

(役員を選任)

第13条 役員は、総会において正会員の中から選任する。

(役員の職務)

第14条 会長は、本会を代表し会務を統括する。

2. 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときはその職務を代行する。
3. 専務理事は、本会の業務に関して企画運営を行う。
4. 理事は、理事会を構成し、会則及び総会の議決に基づき、本会の会務を執行する。
5. 監事は、本会の会計及び会務を監査する。

(任期)

第15条 役員任期は、2年とする。ただし、補欠役員任期は前任者の残任期間とする。

2. 役員は、再任することができる。
3. 役員任期満了後も後任者が就任するまでその任にあたるものとする。

(顧問)

第16条 本会に顧問を置くことができる。

2. 顧問は若干名とし、会長が委嘱する。
3. 顧問の委嘱期間は、役員任期に準ずる。
4. 顧問は、会長の諮問に応じ又は会議に出席して意見を述べることができる。

第4章 会 議

(種 別)

第 17 条 本会の会議は、総会及び理事会の2種とし、総会は通常総会及び臨時総会とする。

(構 成)

第 18 条 総会は、正会員をもって構成する。

2. 理事会は、理事をもって構成する。

(議決事項等)

第 19 条 総会は、この会則に別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

(1) 会則の変更

(2) 事業計画及び収支予算の決定

(3) 事業報告及び収支決算の承認

(4) 役員を選任及び解任

(5) 会費の額の決定

(6) 本会の解散及び残余財産の処分方法の決定

(7) その他理事会において特に重要と認めた事項

2. 理事会は、この会則に別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決し、執行する。

(1) 総会の議決した事項の執行に関すること

(2) 総会に付議すべき事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関すること

(総会等の開催)

第 20 条 通常総会は、毎年5月に開催する。

2. 臨時総会は、次の各号に掲げる場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認めたとき

(2) 正会員の5分の1以上から会議に付議すべき事項を示した書面で招集の請求があったとき

(3) 監事から会議に付議すべき事項を示した書面で招集の請求があったとき

(招 集)

第 21 条 会議は、会長が招集する。

2. 会長は、前条第2項第2号の規定により請求があったときは、その請求があった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
3. 会長は、前条第2項第3号の規定により請求があったときは、その請求があった日から20日以内に理事会を招集しなければならない。
4. 総会を招集するには、会員に対し、会議の目的たる事項並びに日時及び場所を示して、開会の日の10日前までに文書で通知しなければならない。
5. 理事会を招集するには、理事に対し、会議の目的たる事項並びに日時及び場所を示して、開会の日の10日前までに文書で通知しなければならない。

(議 長)

第 22 条 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選出する。

2. 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(定足数)

第 23 条 会議は、総会においては正会員、理事会においては理事の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(多数決)

第 24 条 総会の議事は、この会則に別に定めるもののほか、出席会員の過半数の同意をもって決する。この場合において、議長は、会員として議決に加わる権利を有しない。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2. 理事会の議事は、出席理事の過半数の同意をもって決する。この場合において、前項後段の規定は、理事会に準用する。

(書面表決等)

第 25 条 やむを得ない理由のため、会議に出席できない会員又は理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の構成員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、当該構成員は、第 23 条及び第 24 条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第 26 条 会議の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 会員又は理事の現在数
- (3) 会議に出席した会員の数又は理事の氏名
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過及び要領並びに発言者の発言要旨
- (6) 議事録署名人の選出に関する事項

2. 議事録には、出席した会員又は理事のうちからその会議において選出された議事録署名人2人以上が、議長とともに署名しなければならない。

(部会及び委員会)

第 27 条 本会は、事業を円滑に行うため、必要に応じて理事会の議決を経て、部会及び委員会を置くことができる。

2. 部会及び委員会の名称、組織その他必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める

第5章 資産、会計、事業計画、事務局等

(資産の構成)

第 28 条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄付金品
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 委託料、補助金及び分担金
- (5) 資産から生じる収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第 29 条 資産は、会長が管理し、その方法は、会長が理事会の議決を経て別に定める。

(事業計画及び収支予算)

第 30 条 本会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長が作成し、総会の議決を経て定める。

2. 前項の規定は、事業計画又は収支予算の変更について準用する。

(暫定予算)

第 31 条 前条の規定にかかわらず、収支予算が成立しない間は、会長は、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出をすることができる。

2. 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び収支決算)

第 32 条 本会の事業報告及び収支決算は、毎会計年度終了後、会長が事業実績報告書、収支決算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

(会計年度)

第 33 条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第 34 条 本会は、事務を処理するため事務局を設置する。

2. 事務局には、事務局員を置くことができる。

3. 事務局員は、会長が任免する。

4. 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の議決を経て別に定める。

(備え付け帳簿及び書類)

第 35 条 事務所には、常に、次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(1) 会則

(2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類

(3) 理事、監事及びその他職員の名簿

(4) 許可に関する官公署との往復文書

(5) 会則に定める議決機関の議事録

(6) 収入及び支出に関する帳簿及び証拠書類

(7) 資産及び負債に関する台帳

(8) その他の必要な書類

第6章 会則の変更及び解散

(会則の変更)

第 36 条 この会則は、総会において出席正会員の3分の2以上の同意を経て、変更することができる。

(解散及び残余財産の処分)

第 37 条 本会は、総会において、正会員の3分の2以上の解散の議決を経た場合、解散する。

2. 解散のときに存する残余財産は、総会において正会員の3分の2以上の議決を経て、本会と類似の目的を持つ団体に寄付するものとする。

第7章 雑 則

(委 任)

第 38 条 この会則の施行について必要な事項は、会長が理事会の議決を経て別に定める。

付 則

1. この会則は、平成18年12月2日から施行する。
2. 本会の設立当初の役員は、第 15 条の規定にかかわらずその任期は、平成19年度通常総会までとする。
3. 本会の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第 30 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
4. 本会の設立当初の会計年度は、第 33 条の規定にかかわらず、成立の日から平成19年3月31日までとする。
5. この会則は、平成21年6月30日から施行する。
6. この会則は、平成24年5月29日から施行する。
7. この会則は、平成26年5月29日から施行する。
8. この会則は、平成29年5月29日から施行する。